

# 固定資産税の特例（令和5年度改正）

- 令和5年度税制改正において、現行の先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例を廃止し、中小企業の前向きな投資や賃上げを後押しするため、計画で賃上げ方針の表明を行うことにより、より有利な特例率・期間が適用される税制を新設。

● 主な変更点

項目	改正前	改正後
特例率・期間	3年間、特例率はゼロ～1/2の範囲で自治体が条例で定める割合	3年間、特例率1/2  ①令和6年3月31日までに取得した設備 →5年間、特例率1/3 ②令和7年3月31日までに取得した設備 →4年間、特例率1/3
賃上げ方針の表明有り		
設備の要件	以下①及び②の要件※を満たす設備 ①生産性に関する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上 ②販売開始時期の要件  ※工業会証明書で要件を満たしていることを証明	年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる投資計画※に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備  ※認定経営革新等支援機関による確認が必要
対象設備	①機械装置 ②工具 ③器具備品 ④建物附属設備 ⑤構築物 ⑥事業用家屋	①機械装置 ②工具 ③器具備品 ④建物附属設備  →⑤構築物、⑥事業用家屋は対象外